○農林水産省告示第五百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

区分	重要な形質
（略）	（略）
アドマツ	（略）
アプチロン（イチビ）	（略）
ギンヨウアカシア	（略）
（略）	（略）
カエデ	（略）
ノコギリソウ（オオバナノノコギリソウを除く。）	（略）
オオバナノノコギリソウ	（略）
トリカブト	（略）
マタタビ	（略）
（略）	（略）
アデニウム	樹高、枝の太さ、枝の色、葉身の着生角度、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の厚さ、葉身の形、葉身の基部の形、葉身の先端部の形、葉身の表面の色、葉身の裏面の色、葉身の斑の有無、葉身の斑のタイプ、葉身の斑の色、葉身の波打ちの有無、葉身のねじれの有無、葉身の横断面の形、葉身の周縁部の曲がり、葉身の光沢の有無、葉身表面の毛の有無、葉身裏面の毛の有無、花柄の長さ、花柄の太さ、花柄のアントシアニン着色の有無、花柄の色、がく裂片の長さ、がく裂片の幅、がく裂片のアントシアニン着色の有無、がく裂片の色、花型、花数、花径、花の香りの有無、花冠裂片の数（八重品種に限る。）、花冠裂片の長さ、花冠裂片の幅、花冠裂片の形、花冠裂片の先端部の形、花冠裂片の重なり、花冠裂片の横断面の形、花冠裂片の波打ち、花冠裂片のねじれ、花冠裂片の周縁の鋸歯、花冠裂片表面の主な色、花冠裂片表面の二次色の有無、花冠裂片表面の二次色、花冠

改正前

区分	重要な形質
（略）	（略）
とどまつ	（略）
アプチロン（いちび）	（略）
ぎんようアカシア	（略）
（略）	（略）
かえで	（略）
のこぎりそう（おおばなののこぎりそうを除く。）	（略）
おおばなののこぎりそう	（略）
とりかぶと	（略）
またたび	（略）
（略）	（略）
アデニウム	一　樹姿及び樹高 二　幹の形状、枝の形状及び葉の形状 三　花の形状、果実の形状（果実を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）及び種子の形状（種子を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。） 四　品質特性 五　早晩性、環境耐性、病害抵抗性及び虫害抵抗性 六　前各号に掲げるもののほか、台木用品種にあっては、接ぎ木特性